

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3160036号
(U3160036)

(45) 発行日 平成22年6月10日(2010.6.10)

(24) 登録日 平成22年5月19日(2010.5.19)

(51) Int. Cl.

A 47 G 33/02 (2006.01)

F 1

A 47 G 33/02

E

評価書の請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号

実願2010-2043 (U2010-2043)

(22) 出願日

平成22年3月29日 (2010.3.29)

(73) 実用新案権者 591058334

株式会社八木研

大阪府大阪市東成区東今里2丁目7番37号

(74) 代理人 100065226

弁理士 朝日奈 宗太

(72) 考案者 八木 龍一

大阪府大阪市東成区東今里2-7-37
株式会社八木研内

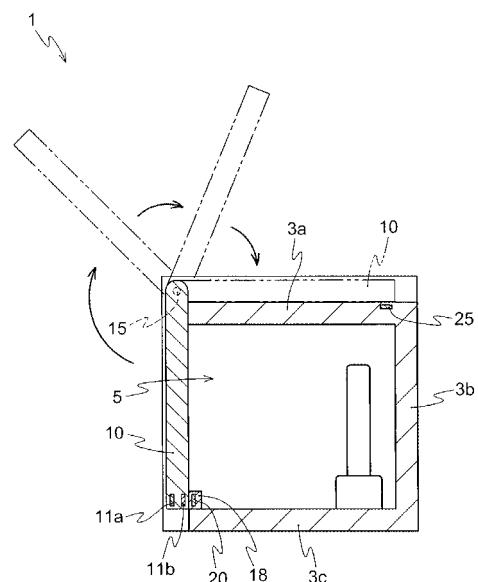
(54) 【考案の名称】 仏壇

(57) 【要約】

【課題】省スペース化することができ、限られた幅しかないスペースに載置された場合でも使い勝手が良く、また、開いた扉が邪魔にならない仏壇を提供する。

【解決手段】前面が開口した箱形状を有する仏壇であって、該前面の一側にその一端が回動自在に固定され、該前面の開口を開閉する少なくとも1枚の扉と、前記扉を前記仏壇の側面に当接するまで回動させるように支持する軸蝶番とを備えてなる。

【選択図】図2



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

前面が開口した箱形状を有する仏壇であって、該前面の一側にその一端が回動自在に固定され、該前面の開口を開閉する少なくとも1枚の扉と、前記扉を前記仏壇の側面に当接するまで回動させるように支持する軸蝶番とを備えた仏壇。

【請求項 2】

前記扉には磁石が固定され、前記仏壇の前面には該磁石と吸着しあう磁石が固定され、前記側面にも前記扉の磁石と吸着しあう磁石が固定されてなる請求項1記載の仏壇。

【請求項 3】

前記扉には磁石が固定され、前記仏壇の前面には該磁石に吸着される磁性体が固定され、前記側面にも前記扉の磁石に吸着される磁性体が固定されてなる請求項1記載の仏壇。

【請求項 4】

前記扉には磁性体が固定され、前記仏壇の前面には該磁性体を吸着する磁石が固定され、前記側面にも前記扉の磁性体を吸着する磁石が固定されてなる請求項1記載の仏壇。

【請求項 5】

前記少なくとも1枚の扉が、前記仏壇の前面の一側にその一端が回動自在に固定された小扉と、該小扉の少なくとも一方の他端側に隣接するように回動自在に接続された少なくとも1枚の小扉とから構成されたものである請求項1～4のいずれか1項に記載の仏壇。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本考案は仏壇に関し、より詳細には、室内に載置される、あるいは室内壁に掛けられる仏壇に関する。

【背景技術】**【0002】**

仏壇は、床や棚上などに載置されたり、壁に掛けられるなどして室内に配置されるものである。しかし、観音開き式扉のように左右に開閉する扉を有する仏壇は、扉を開くためのスペースを必要とする。特に、限られた幅しかないスペースに仏壇が載置された場合、扉を開きにくく、使い勝手が良くないという問題があった。また、壁掛け式の仏壇の場合、開いた扉が邪魔になるという問題があった。

【考案の概要】**【考案が解決しようとする課題】****【0003】**

本考案は、上記従来の問題に鑑みてなされたものであり、仏壇の側面に扉を着脱自在に固定できるように構成することにより、扉を開いたときに省スペース化することができ、限られた幅しかないスペースに載置された場合でも使い勝手が良く、また、開いた扉が邪魔にならない仏壇を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】**【0004】**

本考案の仏壇は、前面が開口した箱形状を有する仏壇であって、該前面の一側にその一端が回動自在に固定され、該前面の開口を開閉する少なくとも1枚の扉と、前記扉を前記仏壇の側面に当接するまで回動させるように支持する軸蝶番とを備えたことを特徴とする。

【0005】

また、前記扉には磁石が固定され、前記仏壇の前面には該磁石と吸着しあう磁石が固定され、前記側面にも前記扉の磁石と吸着しあう磁石が固定されてなることが好ましい。

【0006】

また、前記扉には磁石が固定され、前記仏壇の前面には該磁石に吸着される磁性体が固定され、前記側面にも前記扉の磁石に吸着される磁性体が固定されてなることが好ましい

10

20

30

40

50

。

【0007】

また、前記扉には磁性体が固定され、前記仏壇の前面には該磁性体を吸着する磁石が固定され、前記側面にも前記扉の磁性体を吸着する磁石が固定されてなることが好ましい。

【0008】

また、前記少なくとも1枚の扉が、前記仏壇の前面の一側にその一端が回動自在に固定された小扉と、該小扉の少なくとも一方の他端側に隣接するように回動自在に接続された少なくとも1枚の小扉とから構成されたものであることが好ましい。

【考案の効果】

【0009】

本考案の仏壇によれば、扉が仏壇の側面に当接するまで開くことができるため、扉を開いたときのスペースをほとんど必要とせず、仏壇設置スペースを少なくすることができる。特に、扉が上方に開くように仏壇を設置した場合には、限られた幅しかないスペースに仏壇を載置したときでも、扉は幅方向ではなく上方向に開くため、扉の開閉が幅によって制限されず、使い勝手が良い。

【0010】

また、扉は磁石の吸着力により安定した閉状態となる一方、開状態では、磁石の吸着力により側面に当接した状態で着脱自在に固定される。これにより、扉は開状態で安定し、かさばらず、邪魔にならない。

【0011】

さらに、扉を、回動自在に接続された複数の小扉で構成することにより、複数の小扉を折りたたんだ状態で仏壇の側面に固定することができ、奥行きの浅い仏壇であっても、開状態の扉は仏壇の後方に突出しない。これによって、奥行きの浅いスペースに適用できる仏壇とすることができます。

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図1】本考案の第1の実施の形態による仏壇の概略斜視図である。

【図2】図1の仏壇の模式縦断面図であって、扉の開閉動作を示した説明図である。

【図3】本考案の第2の実施の形態による仏壇の模式縦断面図であって、扉の閉状態を示した図である。

【図4】図3に対応した図であって、扉の開動作を示した図である。

【図5】図3および図4に対応した図であって、扉の開状態を示した図である。

【考案を実施するための形態】

【0013】

本考案の実施の形態に係る仏壇について、添付図面に沿って以下詳細に説明する。

【0014】

図1は、本考案の第1の実施の形態による仏壇の概略斜視図であり、図2は、図1の仏壇の模式縦断面図であって、扉の開閉動作を示した説明図である。

【0015】

これらの図に示されるように、仏壇1は、互いに対向する矩形状の側板2a、2bと、上面、後面および下面を覆う矩形状の板状体3a、3b、3cとによって構成され、その前面のほぼ全体が開口した箱形状を有する木製の構造体である。この側板2a、2bと板状体3a、3cは、仏壇1において前面に対する側面となる。上面となる板状体3aは、側板2a、2bの上端より、少なくとも後述する扉10の厚さの分は内側に取り付けられており、その結果、側板2a、2bの上端には縁が形成されている。

【0016】

この縁があることによって、後述する扉10を回動させて上面板状体3aに当接させることができ、また、その当接時に、扉10は仏壇1の上面から突出しない。ここで当接とは、扉10と板状体3aとの面同士が対向し、少なくともその一部が接することを意味する。なお、仏壇1はほぼ立方体形状を有するが、これに限定されるものではなく、直方体

10

20

30

40

50

や前面から見て台形状のものであっても良い。

【0017】

仏壇1の前面の上側には、開口5を開閉する扉10が取り付けられている。扉10は矩形状の木製板状体である。扉10の一端は、板状体3aの開口端より前方かつ板状体3aより上側で、後述する軸蝶番によって側板2a、2bに回動自在に固定されている。また、仏壇1の底面と扉10の下端との間には、扉10を開くための隙間が設けられている。なお、扉10は木製のものに限定されるものではなく、金属製または合成樹脂製のものであっても良く、金属製の場合、扉10自体が後述する磁性体の機能を果たすことになる。

【0018】

また、扉10の固定端の反対側の内部には、磁石片11a、11bが埋め込まれている。磁石片11aは扉10の表面側に固定されており、後述する固定部材25と吸着しあい、扉10を開いた状態すなわち開状態、かつ板状体3aに当接した状態に維持するためのものである。磁石片11bは扉10の裏面側に固定されており、後述する固定部材20と吸着しあい、扉10を、開口5を閉じた状態すなわち閉状態に維持するためのものである。なお、扉10を上方に開くように設計した場合、扉10は重力によって開状態または閉状態に維持されるため、磁石片11a、11bおよび後述する固定部材20および固定部材25はなくても良い。

【0019】

磁石片11a、11bは、フェライト磁石、ネオジム磁石などの永久磁石などの磁石であり、固定部材20や固定部材25に吸着するものであれば、鉄やマルテンサイト系ステンレス鋼などの磁性体であっても良い。また、磁石片11a、11bは、1つの磁石片とすることもできる。さらに、磁石片11a、11bは扉10に埋め込まれているが、これに限定されるものではなく、扉10に外付けされるものであっても良い。その位置についても特に制限されず、後述する固定部材20や固定部材25の位置と対応して変化することができる。

【0020】

側板2a、2bの前述した縁の開口端より前方には、その内面に互いに対向するように軸受けとなる図示しない穴が形成されている。また、扉10の回動中心には、側板2a、2bと対向する側面に、該軸受けとなる穴と対向する位置に図示しない穴が形成されている。この穴には円柱形状の軸部材15が固定され、固定された軸部材15は軸受けに係合されている。この軸部材15と軸受けとが軸蝶番として機能する。なお、軸部材15は、扉10を貫通する長尺の1つの棒状部材や、鍔付きのものであっても良く、その材質も木製、金属製または合成樹脂製のものを用いることができる。また、穴は貫通孔であっても良い。

【0021】

本考案において軸蝶番とは、軸を有し、その軸を中心として扉を回動させ、開閉できるようにするものを意味し、本実施の形態の軸蝶番や、両片を有するいわゆる蝶番（ヒンジ）を含むが、これに限定されるものではない。この軸蝶番によって、扉10は開口5を閉じるだけでなく、開いたときに板状体3aに当接するまで開くことができる。また、本実施の形態の軸蝶番は外部に露出するものではないため、外観に影響を及ぼさない。

【0022】

仏壇1の前面の下部には棒状または板状の戸当り18が取り付けられており、その中央に固定部材20が埋め込まれている。この固定部材20は磁石であり、扉10の磁石片11bを吸着して扉10を閉状態に着脱自在に固定するためのものである。なお、磁石としては、フェライト磁石、ネオジム磁石などの永久磁石を用いることができ、鉄や他の磁性体とすることもできる。

【0023】

仏壇1の板状体3aには、扉10が板状体3aに当接したときの磁石片11aに対向する位置に、磁石からなる固定部材25が埋め込まれている。この固定部材25の吸着力によって、扉10を板状体3aに当接した状態で着脱自在に固定することができる。なお、

10

20

30

40

50

固定部材 25 の磁石としては、固定部材 20 と同様のものを用いることができ、鉄や他の磁性体とすることもできる。

【0024】

次に、扉 10 の開閉動作について説明する。図 2 に示されるように、仏壇 1 において扉 10 は閉状態である。このとき、扉 10 の磁石片 11b は、仏壇 1 の前面下部に設けられた固定部材 20 と吸着しあい、扉 10 を仏壇 1 の前面に着脱自在に固定している。

【0025】

この状態から、扉 10 を上方、すなわち図 2 の矢印で示される方向に開くと、扉 10 は、軸蝶番の軸部材 15 を中心として回動する。扉 10 の回動中心となる軸部材 15 は板状体 3a より上側、かつ板状体 3a の開口端より前方に設けられているため、扉 10 は板状体 3a の上面に当接するまで回動することができる。

10

【0026】

扉 10 の回動動作により板状体 3a への当接が近づくと、板状体 3a に固定された固定部材 25 が扉 10 の磁石片 11a を吸着し、扉 10 を板状体 3a に当接した状態で着脱自在に固定する。これによって、扉 10 は開状態で安定し、かさばらず、邪魔にならない。

20

【0027】

図 3 は、本考案の第 2 の実施の形態による仏壇の模式縦断面図であって、扉の閉状態を示した図であり、図 4 は、図 3 に対応した図であって、扉の開動作を示した図であり、図 5 は、図 3 および図 4 に対応した図であって、扉の開状態を示した図である。本実施の形態による仏壇の構成は先に説明した第 1 の実施の形態によるものと基本的に同様なので、以下、相違点を中心に説明する。

20

【0028】

これらの図に示されるように、第 2 の実施の形態による仏壇 1 は、奥行きが浅い点が第 1 の実施の形態によるものと異なっている。また、扉は、仏壇 1 の前面の上側にその一端が軸蝶番によって回動自在に固定された小扉 30a と、その小扉 30a の他端に隣接するようにヒンジによって回動自在に固定された小扉 30b と、その小扉 30b に隣接するようにヒンジによって回動自在に固定された小扉 30c とから構成されている。扉をこのように構成することによって、扉を開いて後方に回動させたとき、小扉 30a、30b、30c を折りたたむことができるので、奥行きの浅い仏壇であっても、板状体 3a に当接した開状態の扉が仏壇の後方に突出せず、奥行きの浅いスペースにも不自由なく仏壇を設置することができる。なお、小扉の枚数は特に制限されず、1 枚以上とすることができます。

30

【0029】

また、小扉 30c の裏面側には磁石片 11b が埋め込まれており、この磁石片 11b は、固定部材 20 と吸着しあい、小扉 30a、30b、30c を閉状態で安定させる。一方、小扉 30a の表面側には磁石片 11c が埋め込まれており、この磁石片 11c は、固定部材 25 と吸着しあい、小扉 30a を板状体 3a に当接した開状態で安定させる。なお、本実施の形態では、各小扉に、磁石片を埋め込み、開状態における小扉の固定を確実にしているが、この磁石片はなくても良い。

30

【0030】

なお、上記各実施の形態では、仏壇の扉は上方に開くものであったが、ここでいう左右や上下は相対的な関係を示したものにすぎず、側板が地板となるように仏壇を 90 度回転して使用した実施態様や、または、天板が地板となるように仏壇を 180 度回転して扉が下方に開く実施態様も本考案に含まれるものである。

40

【符号の説明】

【0031】

1 仏壇

2a、2b 側板

3a、3b、3c 板状体

5 開口

10 扉

50

1 1、1 1 a、1 1 b、1 1 c 磁石片

1 5 軸部材

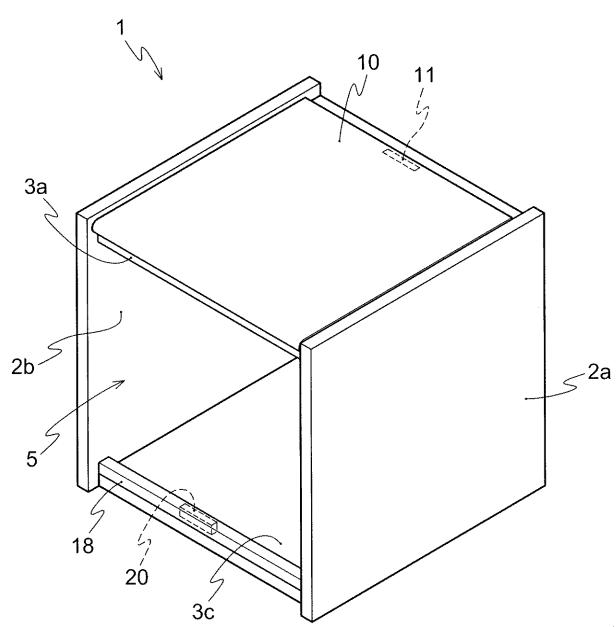
1 8 戸当り

2 0 固定部材

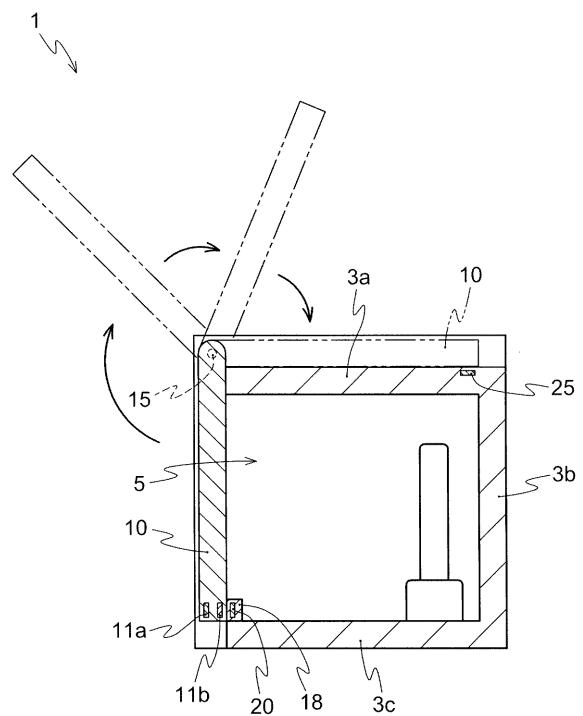
2 5 固定部材

3 0 a、3 0 b、3 0 c 小扉

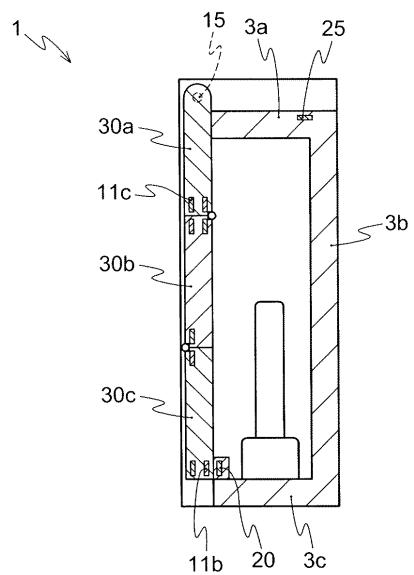
【図 1】



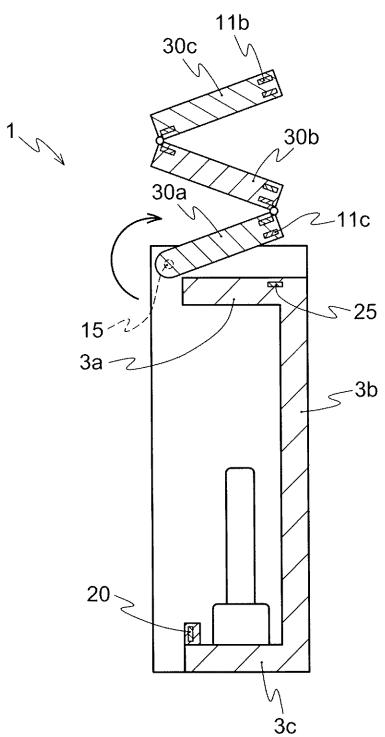
【図 2】



【図3】



【図4】



【図5】

